

人材開発支援助成金 事前確認書

(☐ 教育訓練休暇制度 / ☐ 長期教育訓練休暇制度 ☐ 教育訓練短時間勤務等制度)

事前確認書

人材開発支援助成金（教育訓練休暇制度・長期教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務等制度）制度導入・適用計画届（訓練休暇様式第1号）を提出するに当たり、以下の注意事項に該当する場合は助成の対象外となることについて了解し、確認した上で別紙計画届のとおり申請します。

なお、この確認書の記載事項に係る確認を公共職業安定所又は労働局が行う場合には協力します。

提出日 年 月 日

事業主	所在地	〒 -
	名称	
	氏名	
	電話番号	- -
☐ 代理人 または 社会保険労務士 ☐ 提出代行者 ☐ 事務代理者 (該当に☑チェック)	所在地	〒 -
	名称	
	氏名	
	電話番号	- -

労働局長 殿

○人材開発支援助成金（教育訓練休暇制度・長期教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務等制度）を利用するにあたっての注意事項

次の（１）～（８）に該当しないことを確認し、☑チェックしてください。

- ☐（１）提出した計画に関して管轄労働局長の補正の求めに応じない事業主
- ☐（２）助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要であると管轄労働局長が認める書類等を管轄労働局長の求めに応じ提出しない又は提示しない、または管轄労働局の実地調査（訓練実施中の確認、講師、受講者への聴き取り等）に協力しない等、審査に協力しない事業主
- ☐（３）助成金の支給又は不支給の決定に係る審査に必要な書類等を整備、５年間保存していない事業主
- ☐（４）支給申請期間内に申請を行わない場合
- ☐（５）制度導入・適用計画届（訓練休暇様式第1号）提出時、支給申請日及び支給決定日の時点において、雇用保険適用事業所でない事業所（各時点において雇用保険被保険者が存在しない事業所）
- ☐（６）職業能力開発推進者を選任していない事業主
- ☐（７）事業内職業能力開発計画を策定していない事業主
- ☐（８）事業内職業能力開発計画を雇用する労働者に周知していない事業主

既に長期教育訓練休暇制度を導入している事業主の場合、さらに（９）～（１１）に該当しないことを確認し、☑チェックしてください。

- ☐（９）直近の３事業年度に長期教育訓練休暇制度を適用した雇用保険の被保険者の数が３人以上である事業主
- ☐（１０）直近事業年度に長期教育訓練休暇制度を適用した雇用保険の被保険者がいる事業主
- ☐（１１）長期教育訓練休暇制度の見直しを行うなど、長期教育訓練休暇制度に基づく休暇の取得者を増加するための具体的な取組を新たに事業内職業能力開発計画に規定していない事業主

【記入上の注意】

本書は、申請にあたっての注意事項を了解いただいたことの申立書となります。代理人が支給申請等に係る手続きを代理する場合であっても、必ず申請事業主自身が内容をご確認いただき、確認した年月日と事業主欄をご記入ください。